

合同会社おきなわ笑福 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 10月 14日～令和 4年 10月 13日までの
2年間

2. 内容

目標1：妊娠中や出産後の労働者の健康の確保と、育児休業所得後より、復帰しやすい職場の環境づくりと情報共有の体制を整える。

<対策>

- 令和 2年10月～ 職員からのニーズの収集、調査、検討
- 令和 3年 4月～ 育休・産休中の職員とのSNSでの情報共有の開始
- 令和 3年 6月～ 定期的な面談体制作り

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 2年12月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和 3年 4月～ 相談員の研修
- 令和 3年10月～ 相談窓口の設置について社員へ周知

目標3：令和 4年10月までに、年次有給休暇の取得割合を100%とする。

<対策>

- 令和 3年 3月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 令和 3年 4月～ 各施設内において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 3年 9月～ 社内広報誌などで職員への周知の実施